

## 国・県・JR東海との調整

## 1 要旨

8月9日の、国交省・県・JR東海の三者による「リニア中央新幹線静岡工区の当面の進め方について」合意以降、国交省が見守る中、JR東海と対話を続けてきたが、今後の円滑な対話を図るため、新たな枠組みを検討している。

## 2 概要

月 日	内 容
10月11日	国土交通省、静岡県、JR東海による協議
10月24日	国土交通省事務次官が川勝知事を訪問・面談
10月31日	国土交通省、静岡県、JR東海が協議

## ＜新たな枠組の考え方＞

## ○ 国の考え方

- ・ JR東海に対して、建設の指示をして工事实施計画を認可した立場と、環境アセスで環境保全を指示した立場から、国土交通省が、県とJR東海の間での交通整理役を果たす。

## ○ 県の考え方

- ・ JR東海に対して、建設の指示をして工事实施計画を認可した立場である国土交通省が公正・公平に役割を果たしていただけるか懸念がある。
- ・ 大井川の水資源や南アルプスの自然環境を保全していくことは、大井川中下流域における住民の生活や産業など様々な分野に係ることであり、国土交通省だけでなく、環境省や農林水産省など関連する省庁の参加が必要である。
- ・ 国土交通省に対し、これまでの県とJR東海との協議について、どのように評価をしているのか(評価書)を文書で回答することを要請している。

## 3 今後の進め方

関係省庁が対処する新たな枠組みにおいて、交通整理をしていただいた上で、専門部会において引き続き対話を要する47事項について、JR東海と科学的根拠に基づき対話を進めていく。